

国別・品目別特恵適用除外措置及び高所得国に係る特恵適用除外措置の適用基準（平成十九年財務省告示第百三十四号）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
<p>二 高所得国に係る特恵適用除外措置の適用基準</p> <p>(一) 部分適用除外措置（国別・品目別特恵適用除外措置。法第八条の二第一項関係）の適用基準は以下のとおりとする。</p> <p>イ 対象国・地域は、後発開発途上国を除くものとし、当該年度の初日を含む年の前年（以下単に「当該年度の前年」という。）に国際復興開発銀行が公表する統計（以下「世銀統計」という。）において、「高所得国」に分類される国・地域（平成二十一年の世銀統計における「高所得国」は、国際復興開発銀行が、平成二十年における国民一人当たり国民総所得が一万千九百六十米ドル以上としている国・地域）とする。なお、当該年度の前年の世銀統計において所得分類がされていない国・地域については、当該国・地域の政府機関又は他の適当な国際機関が公表する統計による国民一人当たり国民総所得が、当該年度の前年の世銀統計において「高所得国」に相当する国・地域とする。（平成二十三年度の場合、平成二十年における当該国・地域の政府機関又は他の適当な国際機関が公表する統計による国民一人当たり国民総所得が一万九百六十米ドル以上の国・地域）</p> <p>ロ及びハ（省略）</p> <p>(二) 全面適用除外措置（国別適用除外措置。法第八条の二第一項関係）の適用基準は以下のとおりとする。</p> <p>イ 対象国・地域は、後発開発途上国を除くものとし、当該年度の前年までの三箇年の世銀統計において、同期間中連続して「高所得国」に分類されている国・</p>	<p>二 高所得国に係る特恵適用除外措置の適用基準</p> <p>(一) 部分適用除外措置（国別・品目別特恵適用除外措置。法第八条の二第一項関係）の適用基準は以下のとおりとする。</p> <p>イ 対象国・地域は、当該年度の初日を含む年の前年（以下単に「当該年度の前年」という。）に国際復興開発銀行が公表する統計（以下「世銀統計」という。）において、「高所得国」に分類される国・地域（平成二十一年の世銀統計における「高所得国」は、国際復興開発銀行が、平成二十年における国民一人当たり国民総所得が一万千九百六十米ドル以上としている国・地域）とする。なお、当該年度の前年の世銀統計において所得分類がされていない国・地域については、当該国・地域の政府機関又は他の適当な国際機関が公表する統計による国民一人当たり国民総所得が、当該年度の前年の世銀統計において「高所得国」に相当する国・地域とする。（平成二十三年度の場合、平成二十年における当該国・地域の政府機関又は他の適当な国際機関が公表する統計による国民一人当たり国民総所得が一万九百六十米ドル以上の国・地域）</p> <p>ロ及びハ 同上</p> <p>(二) 全面適用除外措置（国別適用除外措置。法第八条の二第一項関係）の適用基準は以下のとおりとする。</p> <p>イ 対象国・地域は、当該年度の前年までの三箇年の世銀統計において、同期間中連続して「高所得国」に分類されている国・</p>	
		- 1 -

「高所得国」に分類されている国・地域とする（平成二十三年度の場合、平成二十年から平成二十二年までの世銀統計のいずれにおいても「高所得国」に分類される国・地域）。なお、当該年度の前年までの三箇年の世銀統計において所得分類がされていない国・地域については、当該国・地域の政府機関又は他の適当な国際機関が公表する統計による国民一人当たり国民総所得が、当該年度の前年までの三箇年の世銀統計において、同期間中連続して「高所得国」に相当する国・地域とする。

□（省略）

地域とする（平成二十三年度の場合、平成二十年から平成二十二年までの世銀統計のいずれにおいても「高所得国」に分類される国・地域）。なお、当該年度の前年までの三箇年の世銀統計において所得分類がされていない国・地域については、当該国・地域の政府機関又は他の適当な国際機関が公表する統計による国民一人当たり国民総所得が、当該年度の前年までの三箇年の世銀統計において、同期間中連続して「高所得国」に相当する国・地域とする。

□ 同上